

○共同企業体の取扱いについて

平成元年 2月14日 元経契第64号
最終改正 平成27年12月 7日 27技契第477号
経理部長から各部室長等あて

共同企業体により競争を行わせることができる場合の取扱いについては、「共同企業体との工事請負契約に関する事務処理について（通達）」（昭和46年12月13日付け46経契第541号）に定めるほか、この通達の定めるところによる。

第1 特定建設工事共同企業体

技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）により競争を行わせる必要がある場合の取扱いについては、次のとおりとする。

1 対象工事

特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次の各号に掲げる工事であって、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある工事とする。

一 工事費がおおむね100億円以上のダム工事

二 工事費がおおむね50億円以上の堰工事

三 前各号に掲げる施設に係る工事であって、工事費がそれぞれ各号に定める額の2分の1を超え、かつ、施工に特殊な技術等を要することから、技術力等を特に結集する必要がある工事

四 その他重要な施設に係る工事

2 対象工事の承認

当該工事を所掌する本社の部、支社、関西・吉野川支社（同支社吉野川本部の所掌に属する事務以外のものを行う場合の関西・吉野川支社をいう。）、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局、総合技術センター、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、事業所又は管理所の長は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとする工事について、あらかじめ、別紙様式第1に定めるところにより、理事長の承認を得なければならない。

3 資格審査等

(1) 資格認定の申請

理事長は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

イ 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び工事名

ロ 工事場所

ハ 工事の概要

ニ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

ホ 構成員の数、組合せ、出資比率要件及び代表者要件

ヘ 施工方式

ト 一般競争（指名競争）参加資格の有効期間

チ その他必要と認める事項

(2) 資格審査及び認定

理事長は、1により資格認定の申請を行った特定建設工事共同企業体について、適格な者を有資格業者として認定するものとする。

(3) 一般競争（指名競争）参加資格の有効期間

2により認定された一般競争（指名競争）参加資格の有効期間は、当該工事の請負者については別に定める日までとし、その他の者については、契約の締結される日までとする。

4 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とし、工事ごとに理事長が定めるものとする。

(2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別（工事請負契約の事務処理要領第6条第2項の基準に関する達（水公達平成6年第10号。以下「達」という。）別表に掲げる工事の種類をいう。以下同じ。）の有資格業者（達第6条第1項の規定による有資格業者名簿に登載された者をいう。以下同じ。）の組合せとする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有する者であること。
- 二 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- 三 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 出資比率要件

構成員の出資比率は、特定建設工事共同企業体の構成員数に応じ、少なくとも次の比率以上でなければならないものとする。

2社の場合 30パーセント

3社の場合 20パーセント

(5) 代表者の要件

代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

5 単体の有資格業者の取扱い

特定建設工事共同企業体による競争を行わせる工事について、当該工事を确实かつ円滑に施工することができると思われる単体の有資格業者があるときは、当該業者を入札に参加させることができるものとする。

第2 経常建設共同企業体

中小・中堅建設業の振興を図るため、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確立することにより、その経営力、施工力を強化することを目的として結成された共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）を契約の相手方とする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

1 施工対象工事

経常建設共同企業体による施工対象工事は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる規模の工事であって、原則として、当該共同企業体として認定された等級に対応する規模の工事とするものとする。

2 経常建設共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5社までとすることができる。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数1500人以下の会社若しくは個人の組合せであること。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を有しての営業年数が3年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であっても同等として取扱うことができる。
- 二 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行例（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すこととなると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同

じ。)を工事現場に配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行例第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に配置する場合には、残りの他の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

(4) 出資比率要件

最小の出資比率は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

2社の場合	30パーセント
3社の場合	20パーセント
4社の場合	15パーセント
5社の場合	10パーセント

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とするものとする。

3 登録

(1) 登録の制限

一の建設業者が登録することができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

(2) 一の企業としての登録の制限

同一の工事種別において、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該建設共同企業体の構成員の一の企業としての登録は取り消すものとする。

第 号
年 月 日

理事長 殿

〇〇〇長

特定建設工事共同企業体による競争を
行わせる工事の承認について

特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事について、下記により施工することについて承認を申請します。[なお、承認の上は、発注に伴う措置をお願いします。]

記

1 対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 工期
- (5) その他必要な事項

2 特定建設工事共同企業体の内容

- (1) 構成員の数
- (2) 構成員の組合せ
- (3) 施工方式
- (4) その他必要な事項

- 〔 3 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付 〕
- (1) 受付期間
 - (2) 受付場所

(注) [] 内は、本社の契約職の発注に係る工事に限る。